

■ 2019年6月20日 一般質問

※県議会HPの議事録から転載します。ただし、読みやすさを考えてあいさつのなどを省略しています。ご了承ください。

○櫛引ユキ子副議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。一般質問を続行いたします。十一番吉俣洋議員の登壇を許可いたします。——吉俣議員。

○よしまた洋議員

日本共産党の吉俣洋です。

私は、神戸市で生まれ、神戸高専を卒業する二十一歳まで育ちました。その後、八戸工業大学に進学し、卒業とともに青森市に住んでいます。最初は雪や氷や言葉の壁に戸惑いましたが、二十年以上住み続け、県議会議員として送り出していただいたことに感謝しています。青森では、政治家としても育てていただきました。特に、政治的な立場の違いはあったとしても、お互いにそれを尊重し、論戦を通じていい世の中をつくっていくという民主主義の要諦を、選挙で相対したたくさんの政治家の皆さん——三村知事もそのうちの一人ですが——を初め、たくさんの方から教えていただきました。他県で生まれ育った一人であると同時に、子どもたちを青森で大きくしてもらった一人として、外からも内からも視野を持って県政の発展に寄与できるように力を尽くす決意です。よろしく願い申し上げます。

順次、通告に従って質問します。

まず最初に、今この瞬間の国政のかじ取りいかんで、県経済に深刻な影響を及ぼしかねない二つの問題についてお聞きします。

一つは、十月に迫った消費税の増税です。知事はこれまで、消費税増税の是非について、持続可能な社会保障制度の構築に向けた安定的な財源確保という観点と、地域経済への影響という観点に留意して国の動向を注視すると答弁されています。知事には今、これらの観点から現局面がどう見えているでしょうか。まず消費税は、仕組み上、生計費非課税原則が適用されず、社会保障財源として不適格です。また今の景気状況は、消費税増税や

アベノミクスに賛同する論者からさえ、このタイミングは最悪だと懸念の声が出るほどに行き詰まっています。さらに、複数税率が待ち構えています。業者には、新たな設備投資が強いられるだけでなく、手数料負担と資金繰りの新たな混乱を生み出します。インボイスの導入で免税業者が取引から排除される危険性があり、その影響は、農家、フリーランス、一人親方など広範囲に及びます。

そこでお聞きします。

一、消費税増税により、地域経済や県民生活への影響が懸念されるが、県の見解についてお聞かせください。

二、複数税率の導入による中小企業等への影響と国が実施する支援内容について伺います。

大企業の税負担を中小企業並みに引き上げること、富裕層に対し過度にではなく応分の負担を求めることなどで消費税増税に頼らない財源は生まれます。十月からの増税はきっぱり中止すべきだということを強く訴えます。

二つ目の問題は、日米貿易交渉です。

五月に訪日したトランプ大統領が、八月に大きな発表ができると思うと発言したことにびっくりしました。農産物と牛肉で果敢に交渉中とツイッターで発信しています。新聞紙上に、農産物関税一気に削減という見出しが躍るまでになりました。トランプ大統領は、TPPには縛られないと言っており、TPP以上の自由化を日米FTAで譲歩し、それを参議院選挙が終わるまでは黙っておこうというのであれば、極めて姑息です。これを許していいでしょうか。既にTPP11と日欧EPAが締結され、実施されるもと、その上さらに日米FTA締結となれば、本県農業と地域経済に及ぼす影響は甚大です。

お聞きします。

まず、TPP11や日欧EPAが発効する中で、県は本県農業の振興をどのように図っ

ていくのか教えてください。

また、日米間で貿易交渉が進められていますが、農産物の取り扱いについて県の見解を伺います。

消費税の増税と関税撤廃は、知事の言う安定した経済的基盤を掘り崩しかねません。経済元気、暮らし向上と言うのであれば、これらを許さない立場に立つことを求めます。

クロマグロの問題についてお聞きします。

私は四月二十七日、大間町で開催された全国クロマグロ漁師サミットに参加しました。資源管理が大規模漁業優遇になっているものと、漁師の皆さんが苦境に陥っています。幾つか声を紹介します。通年通じて漁に出られるほどの枠がないため夏場は漁を控えたが、旬にはマグロが来遊せずにとれなかった。クロマグロ資源に圧力をかけているのは大規模企業だ、産卵期のまき網漁業こそ規制すべき。配分漁獲枠は過去の実績で行われるので若者が新規参入できない。こういう声です。

漁業者が求めているのは、単なる漁獲枠の拡大ではありません。もちろん資源管理を否定するものでもありません。資源管理を実のあるものにするために、大型船優遇の配分を見直すべきではないかと提起されています。切実な声です。私は、県がこうした声に耳を傾け、改善を図っていくべきだと考えます。

お聞きします。

一、昨年七月からことし三月までの第四管理期間における資源管理の取り組み状況と課題について教えてください。

二つ、第四管理期間の課題を踏まえ、今期の資源管理について、今後、県はどのように取り組んでいくのかお聞きします。

農業と漁業の分野では、国連が「家族農業の十年」をスタートさせました。小規模・家族経営の役割を見直し、積極的に保護する政策が世界のトレンドとなっています。ここに世界の潮流があるということを強調しておきます。

質問を続けます。私は四月の県議選で、県政三つのチャレンジを訴え、県議会に送っていただきました。暮らしに希望が見える青森を目指し、幾つかの課題について質問します。

一つ目のチャレンジは、暮らしを応援する県

政にしようということです。

まず、手話言語条例の制定についてお聞きします。二〇一四年（平成二十六年）三月、県議会で、手話言語法（仮称）制定を求める意見書が可決されて以降、県の条例化を求める質問が党派を超えて続いています。県はこれまで、条例化するとは明確には言いませんが、意思疎通支援に関することについては、課題整理や施策のあり方を検討すると答えていらっしゃいます。意思疎通への支援そのものには大賛成です。同時に、そうであってもなお、手話言語条例の制定が必要だということを強調します。言語とは、記憶、表現を含む人間の意識、思考をつかさどる手段の全体をいい、意思疎通にとどまらない意味を持っています。

そこでお聞きします。

一、全国の地方自治体における手話言語条例の制定状況についてお聞きします。

二つ目に、聴覚障害者団体から要望がある手話言語条例について早期に制定すべきであると考えますが、県のお考えを伺います。

次に、加齢性難聴者に対する支援についてお聞きします。

私は昨年、認知症の母を亡くしました。認知症でも社会生活を健全に営める認知症フレンドリー社会の実現が私自身の一つの願いともなりました。同時に、認知症予防の重要性についても感じています。最近、加齢に伴う難聴が認知症の要因になり得るとということが指摘され始めてきました。これを防ぐために、補聴器が大変大きな役割を果たすとも言われています。兵庫県議会では昨年十二月、補聴器の普及が認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えると、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を可決しました。補聴器の価格は高く、簡単に購入できるものではありません。欧米では医療のカテゴリーと捉えて補助制度があるそうですが、日本では枠を絞って助成しているにすぎません。

そこでお聞きします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度が必要だと考えますが、県のお考えをお聞かせください。

もう一つ、行政の横断的な対応が求められている課題として、医療的ケア児のことをお聞きします。あるお母さんから手紙が寄せられましたので、紹介します。

私の娘は医療的ケア児です。娘には遺伝子配列異常による先天的な疾患があります。生まれてすぐに泣くことができませんでした。出産後の分娩室、普通なら赤ちゃんの泣き声とスタッフの声が響き当たる瞬間なのに、静まり返ったことを覚えています。ほんの五秒ほどの時間でしたが、とても不気味でした。娘は奇形でした。それでも私は、長い間おなかにいた娘の顔を見てほっとしました。娘が大きな病院に搬送され、管を通して、初めて私は泣きました。障害者の母となってしまったからです。しかし、娘は病気とともに生きていくことを決心して生まれてくれました。その意思を受けとめ、そのとき以来、私は泣くことはありませんでした。

このお子さんに私も何度かお会いしています。言葉を発することはできませんが、豊かな表情で応えてくれます。病気で障害はあるわけですが、すてきな存在として輝いています。こうした声を本当に出発点にして、みんながこの課題を解決するために力を合わせることもなだと思っています。

家族や関係者は多くの課題にぶつかっています。女性の活躍と言いながら、障害を持つ子の母親は活躍できないのか、してはならないのかという声、将来への不安も多く情報の不足がそれに拍車をかけています。保育所を探すために、一つ一つの施設に電話をして、断られるたびにショックを受けます。中には、専門家に預けてくださいと言われたこともあるそうです。保育の専門家に、その子は専門外ですと言われた気持ちは本当に痛かったと思うのです。

医療的ケア児が家族や関係者の支えを受けながら、その子たちが望む形で成長できる環境をつくるのが政治の役割です。児童福祉法の改定で、自治体に対して横断的な体制整備の努力が求められるとともに、県でも、障害福祉サービス実施計画の中に、関係機関の協議の場の設置や放課後デイサービスの確保などの目標を据え、医療的ケア児支援体制検討

部会をつくって議論を重ねるなど、さまざまな努力をされています。私も、この分野が前に進むように力を尽くす決意です。

三つのことをお聞きします。

一つ、医療的ケア児支援体制検討部会で出されている医療的ケア児支援に係る課題について伺います。

二つ、医療的ケア児の支援に係る県の今年度の取り組みについて教えてください。

三つ、保育所等における医療的ケア児の受け入れのための県の取り組みについて伺います。

三つのチェンジの二つ目の課題は、子育て支援です。

子どもは未来の担い手であり、青森の大事な宝です。どの県にも負けない子育て支援策を打ち、子育て世代を全面的に応援することが必要です。知事がおっしゃるように、臆することなく、これまで以上に果敢にチャレンジすることを期待し、保育、学校給食、教職員の働き方の三つの分野で質問します。

まず、保育の問題です。先月十日、幼児教育無償化法案が可決し、保育料の無償化が実施されることとなりました。最大の問題は、その財源を消費税増税に求めたことです。今の時点で、今この瞬間、保育料が無料の方は県全体で一・九％、青森市では一七・七％いらっしゃいます。これを保育所利用だけに限定して見ると、県全体では一三・〇％、青森市では一九・七％です。この方々は、無償化によって軽減される負担はありません。そして、より所得の高い家庭の保育料負担を担うことだけが押し寄せてきます。この法改定はさらに、認可外保育施設に公的給付を制度化し、保育の質が掘り崩される懸念があります。また、公立保育所での幼児教育・保育の無償化の費用が全て市町村負担になるということなど、問題を抱えています。

そこで幾つかお聞きします。

一つは、二号認定の場合、これまで保育料に含まれていた給食の副食費四千五百円が、さまざまな免除規定はありますが、それを伴いつつも実費負担となります。幼児教育・保育の無償化に伴う二号認定子どもの副食費の実費徴収化により負担がふえる世帯はあるの

か伺います。

二つ目に、保育の質の問題です。今回の法改定で、認可外保育施設指導監督基準を満たさなくても公的給付が行われることとなりました。それは、例えば保育士配置がゼロ人であっても適用されます。保育の質は、子どもの命と安全と成長を守るぎりぎり最低限の基準です。それすら下回ることにお墨つきを与えてはなりません。

認可外保育施設についても幼児教育・保育の無償化の対象とされていますが、認可外保育施設の質をどのように確保するのか伺います。

この問題の最後ですが、根本的には保育士の数をふやすことがどうしても必要です。安心して子どもを預けられる保育環境にするための人材確保に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、学校給食の問題です。

学級給食は、栄養バランスのとれた食事を保障し、食を通じて文化や地域性を継承する食育の役割を果たしています。そして、貧困家庭の救済という目的を有しています。

ことし三月、県は子どもの生活実態調査結果をまとめました。小学五年生と中学二年生の子どもと親の家庭状況の調査ですが、それによると三つの要素、低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如のうち、二つ以上に該当する困窮家庭が一三・二%で七人から八人に一人、一つの要素に該当する周辺家庭が一八・二%で六人に一人以上だったということです。過去一年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えなかったことがありましたかと聞いたことに対し、困窮世帯では、よくあった一二・四%、時々あった三三・三%、まれにあった二四・九%で、合計七割以上です。育ち盛りの子どものいる世帯の中でこういう実態が広がっていることは深刻です。子どもの貧困対策に関する大綱は、子どもの食事・栄養状態の確保を教育支援における重点施策に位置づけました。食のセーフティネットとして学校給食が果たしている役割をしっかりと見る必要があると思います。

憲法第二十六条は、義務教育は無償としていますが、現実には給食費を初めとするさま

ざまな負担が生じています。ただ、政府も、憲法制定時には義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したいと答弁しています。学用品、学校給食費、できれば交通費と言っている。ここを目指して何よりも政府が責任を果たすべきですが、それが行われなければ、地方自治体でもその一歩を踏み出すべきだと思います。

そこで質問します。

県内市町村における公立小・中学校の学校給食費の負担軽減への取り組み状況についてお伺いします。

二つ目に、県内市町村における公立小・中学校の学校給食の無償化を進めるべきだと考えますが、県教育委員会の考えを伺います。

教職員の多忙化を解消することは、子育て環境を充実させる重要な課題です。日本共産党は昨年十一月、教職員をふやし、働き方の改善を求める提言を発表しました。私も現場を回りました。多くの先生が、子どものために忙しいのではなくて、子どもたちと向き合う時間を割いて別の仕事に追われているのが現状だとおっしゃっていました。

県の多忙化解消検討委員会の調査でも、小学校でも、中学校でも、もっと時間をかけたいと感じている業務を聞くと、それは授業準備だと七割前後の先生が答えています。教職員の多忙化解消は、学校で働く大人のためではありませんが、それは何よりも子どもたちと教育のために絶対に必要です。文科省もさまざまな手だてを講じ、県も、多忙化解消検討委員会の報告書を受け、取り組み工程表をつくって、二〇一六年度（平成二十八年）から進めています。

お伺いします。

県教育委員会が平成二十八年度から実施している教職員の多忙化解消に向けた取り組みの現時点での状況について答弁を願います。

文科省は、多忙化解消のために統合型校務支援システムの導入を推奨しています。県内でも八戸市や青森市でスタートしました。統合型校務支援システムについて、公立小・中学校への導入状況と県教育委員会の取り組みについて答弁をお願いします。

三つのチェンジの最後は、原発・核燃の間

題です。

私は工学系の高専、大学でしたので、科学と技術の区別と関連、また、それが社会とどう関係あるのかということをもさまざまに考えてきました。作家の高村薫さんが「神の火」と表現する核エネルギーを扱う分野だからこそ、科学的知見と技術的到達に誠実に向き合う必要があると思っています。こういう問題意識から、原発・核燃料サイクル・放射性廃棄物の三分野について県の姿勢を問うものです。

まずは原発の問題です。県知事選挙の際に行われたマスコミの世論調査では、今後の原発・原子力政策について、即時廃止一二・七%、段階的に廃止四七・二%となっており、過半数が廃止を求めています。この傾向は自民党支持者の中でも同じで、四六・六%が段階的廃止を望んでいるという調査でした。ここに政治的立場を超えた県民の気持ちがあらわれており、しっかりと受けとめる必要があると思います。

原発について知事は繰り返し、ベストミックスを図ることが重要だと語っています。政府は原発の発電比率を二〇から二二%にするとしていますが、私が問題意識を持っているのは、それを国が言うんじゃないで、知事と県がみずからの認識として、ベストミックスが必要だと、重要だと言っていることです。現在、ほぼゼロの原発の発電量を一体どれくらいふやすことを適切だと考えているんでしょうか。

県は、火力、原子力、再生可能エネルギーなどそれぞれのメリットを最大限生かしたベストミックスが重要としていますが、原子力発電比率はどの程度が適切と考えているのかお伺いします。

次に、核燃料サイクルについてです。

核燃料サイクルは、幾ら政治的な環境が整っていても、かなめの施設が動きません。高速増殖炉は撤退し、サイクルの必要性は根本から揺らいでいます。MOX燃料の再処理も見通しはなくなりました。そして、再処理工場は二十四回もの稼働延期を繰り返し、動きません。仮に再処理工場がうまく動いたと仮定しても、プルトニウムと地層処分相当の

廃棄物をふやし続けるという新たな矛盾に直面します。MOX燃料の再処理もできず、サイクルと言いつつ、一回転すれば閉じる輪にしかありません。

再処理工場のたび重なる竣工時期延期を踏まえれば、再処理技術は未確立であり、核燃料サイクルから撤退すべきだと考えますが、県の見解を伺います。

最後に、放射性廃棄物の問題についてお聞きします。

知事は、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体については、青森を最終処分地にしないと重ねて宣言しています。私は、この決意を放射性廃棄物の全体に広げるべきだと考えます。

二つの問題についてたゞします。

第一に、原発廃炉などによって、中深度処分相当の廃棄物、L1廃棄物が生まれることについてです。今後、世界は廃炉の時代を迎えます。日本でも次々と廃炉が決まっています。その際、炉内構造物や制御棒など比較的放射能レベルが高い廃棄物、L1廃棄物が発生します。これは低レベルに分類されますが、高レベル放射性廃棄物と同じく十万年の隔離が必要とされており、その処分形態は七十メートル以深に埋める余裕深度、中深度処分となっています。処分地をどこが引き受けるのか、誰が実施するのか、何も決まっていますが、ただ一つ、日本原燃が六ヶ所村に試験空洞を持っており、二〇〇六年九月一日、地質、地下水、地盤を調査して、処分施設の設置に問題となるような岩盤ではないことを確認したと報告書を出しています。これでは、青森県にL1廃棄物が持ち込まれるのではないかと危惧を抱いてしまいます。

県はこの問題で、実施主体が決まっていなと答弁を繰り返しますが、実施主体が決まっていようがいまいが、今からでもきっぱりとL1廃棄物の処分地にはしないと宣言すべきです。

お聞きします。

中深度処分相当の放射性廃棄物について、調査研究が行われている日本原燃株式会社の敷地内において処分される懸念があることから、県はあらかじめ最終処分地を受け入れな

いとこの表明をすべきだと考えますが、見解を伺います。

もう一つは、海外返還低レベル放射性廃棄物についてです。これは再処理に伴う廃棄物で、低レベルと名前はつきますが、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体と同じ地層処分が必要です。この廃棄物をフランスから受け入れるために、二〇一〇年（平成二十二年）十月、日本原燃が高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの事業変更許可申請を出しています。返還される低レベル放射性廃棄物は二種類、一つは燃料被覆管の剪断片（ハル）や、燃料集合体端末片（エンドピース）などの固体物収納体（CSD-C）が最大四千四百本、もう一つは、低レベル濃縮廃液をホウケイ酸ガラスで固形化した低レベル放射性廃棄物ガラス固化体（CSD-B）が最大二十八本と説明されています。これは、受け入れ・貯蔵施設は新設するのだが、フランスから返還が始まる二〇一三年には間に合わないから、今ある施設に機能を追加して受け入れると説明されてきましたが、二〇一三年はとっくに過ぎました。

そこで質問します。

高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおける返還低レベル廃棄物の受け入れ、貯蔵に係る事業変更許可申請の審査状況について伺います。

また、海外から返還される地層処分相当の低レベル放射性廃棄物について、本県を最終処分地にするべきではないと考えますが、県の見解を伺います。

原発の多くは、今発電をしていません。核燃料サイクルも動いていません。放射性廃棄物は行き先未定のものが余りにも多く、きょう取り上げた中深度処分相当の廃炉廃棄物も、再処理に伴って生まれる地層処分相当の廃棄物も、最終処分の場所が決まっていません。まさに八方塞がりとなっています。これらに深く依存してきた本県だからこそ、原発と核燃料サイクルがどういう技術的な到達と社会状況にあるのか冷静に受けとめ、それにふさわしく長期戦略を持つべきです。

国会では昨年三月、野党が原発ゼロ基本法案を提出しました。原発ゼロに転換し、廃

炉、省エネ、再エネで新たな産業をつくること、そして、エネルギー転換のために国が立地周辺地域の経済振興と雇用確保を図ることなどが盛り込まれています。原発・核燃料サイクルは行き詰まっているわけですから、それにふさわしく撤退戦略を持つことこそ必要です。

そのことを強く主張し、壇上からの一般質問を終わります。

○三村申吾知事

吉俣議員にお答えいたします。

まず、私からは、消費税増税の関係でございます。地域経済、県民生活への影響の懸念についてでございます。

本年十月に予定されております消費税率引き上げにつきましては、地方を預かる立場として、持続可能な社会保障制度の構築に向けた安定的な財源確保の観点とともに、地域経済への影響などへの配慮も重要であると考えております。

県としては、消費税率引き上げによる経済への影響の平準化に向けた国の経済対策の動向を注視する一方で、経済を回す取り組みを着実に進め、県民生活の質の向上を図っていくことが重要であると考えているところでございます。

今年度からスタートしました青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦では、経済を回す取り組みの牽引役として、「選ばれる青森」食と観光成長プロジェクトを掲げ、本県の強みである農林水産業と観光との連携により、食をテーマとした誘客や、外国人観光客の消費拡大、農林水産品の輸出・販路拡大などに取り組むこととしております。また、多様なしごと創出プロジェクトにおいて、創業、起業の推進、産学官金連携による新産業、新事業の創出、戦略的企業誘致などにより魅力ある雇用の創出を図り、所得の一層の向上を目指していくこととしております。

私としては、今後も、経済を回す取り組みの充実、強化を図り、そこで生まれた収入を地域の中でしっかりと循環させることで、足腰の強い経済的基盤づくりにつなげていかなければいけないと考えているところでござい

す。

続いて、T P P 11 や日 E U ・ E P A が発効する中での農業振興についてであります。

我が国では、昨年十二月に T P P 11 が、本年二月には日 E U ・ E P A がそれぞれ発効し、対象となる農畜産物については品目ごとに定められたルールに沿って段階的に関税が削減または撤廃されることとなります。

私は、経済規模の大きい両協定の発効を受け、本県において影響が懸念されます豚肉や牛肉、リンゴなどの品目について輸入動向を注視いたしますとともに、平成二十八年一月に策定いたしました T P P への対応方針に掲げました取り組みを加速させ、本県農林水産業の競争力強化を急ぐ必要があると考えております。

このため、畜産分野については、自給飼料を活用した低コスト生産や外国産牛肉との差別化につながる能力の高い種雄牛づくりを進めているところであります。また、リンゴでは、集出荷施設や省力機械の導入を促進しているほか、水田農業では低コスト化や野菜等への転換を可能とする農地の大区画化、排水改良などの生産基盤の整備等に取り組んでおります。

さらに今後は、本年度スタートいたしました新たな攻めの農林水産業推進基本方針や青森県輸出・海外ビジネス戦略に基づき、人口減少に伴い国内市場が縮小する中であっても、輸出機会の拡大といったチャンスを生かすことができるよう、国内外での一層の販路拡大を図るほか、海外に打って出る意欲的な人材の育成などにも努めながら、本県農業の持続的な成長を目指していくこととしております。

続きまして、子供たちの保育環境のための人材確保についてでございます。

私は、青森県の未来を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、これを支える人材の確保が重要であると考えます。平成二十八年三月に青森県福祉・介護人材確保定着ランドデザインを策定しました。人材の確保、定着に取り組んでいるところであります。

保育人材の確保につきましては、いわゆる

潜在保育士の再就職支援として、平成二十七年九月に開設した青森県保育士・保育所支援センターにおいて、求人、求職のマッチングや就職に向けた相談、支援を行っておりますほか、再就職に必要な就職準備金の貸し付けを行っております。

また、保育士資格の取得支援として、県内の保育士養成施設に在学する学生に対する修学資金の貸し付けを行い、県内の保育所等で一定期間勤務した場合は返還を免除することにより保育士の県内定着を図っております。

さらに、保育人材の定着促進のための県独自の取り組みとして、平成二十九年十一月から、職員の処遇や勤務環境等の改善に積極的に取り組む事業者を県が認証する保育サービス事業所認証評価制度も実施いたしております。

保育士の方々がやりがいと誇りを持って働くことができる環境づくりに向けて、このような取り組みを引き続き進め、保育人材の確保、定着を図ってまいります。

私からは以上です。

○有賀玲子健康福祉部長

御質問八点にお答えさせていただきます。

まず、全国の地方自治体における手話言語条例の制定状況でございますが、平成二十三年八月の障害者基本法の改正により手話が言語として位置づけられました。全国の地方自治体においては、手話に対する住民の理解や手話による意思疎通手段の利用の促進を図ることを内容とする条例制定の動きが見られます。

制定済みの自治体の中には、手話を言語として位置づけた上で、手話や点字などさまざまな障害特性に応じた意思疎通手段の利用促進について盛り込んだ条例としている例もあるところ です。

全国におけるこれら手話言語等に関する条例の制定状況については、本年五月末現在で、都道府県では二十六道府県、市区町村では、本県の弘前市、八戸市、黒石市を含めた二百四十八市区町村で制定されています。

続きまして、手話言語条例について早期に制定するべきというお尋ねですが、障害者基

本法では、第三条第三号において、全ての障害者は、可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと規定されています。

また、平成二十八年四月に施行された障害者差別解消法では、障害者の社会的障壁の除去に必要な合理的配慮が規定されており、意思疎通に当たっては、筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの配慮が必要とされています。

このため、聴覚障害者団体からの要望である、手話が言語であるということの普及啓発の重要性を踏まえた上で、聴覚障害者に限らず、障害のある全ての方々の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進ということについても配慮していく必要があると考えています。

県では、今年度、障害者団体を初めとする関係者の方々に構成される検討会議を設置し、手話言語の普及や意思疎通手段の確保を図るための条例の制定に向けた課題や施策のあり方等についてしっかりと議論し、検討していくこととしています。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助についての考え方でございますが、補聴器購入に対する公的補助制度については、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、身体障害者手帳を所持し、高度または重度難聴用の補聴器が必要な方を対象として、その購入に要する費用のうち、原則として一割の自己負担を除いた金額が支給されています。

また、高度・重度難聴の状態に至らず、当該制度の対象にならない高齢者を対象とした補助制度については、全国では幾つかの市区町村において、単独事業としての実施事例があると承知しております。

なお、難聴と認知症が関連していることを示唆する研究結果が報告されていること等を踏まえ、厚生労働省では、平成三十年度から三カ年計画で聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究を行っ

ていると聞いています。

国において関連の調査研究が進められている状況であることから、今後の国の動向を注視していきます。

次に、医療的ケア児支援に係る検討部会が出されている課題でございます。

平成二十八年六月の児童福祉法改正に伴う国の通知によれば、医療的ケア児は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児とされています。

同法の改正により、医療的ケア児の支援体制の整備が義務づけられたことを踏まえ、県では、医療的ケア児の支援に係る課題や対策等を検討するため、昨年八月に障害者総合支援法に基づく青森県障害者自立支援協議会の専門部会として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関及び当事者団体に所属する方々を委員とする医療的ケア児支援体制検討部会を設置したところです。

昨年度、当検討部会において、委員からは、県内の医療的ケア児支援に係る主な課題として、一、支援体制整備の役割を担う市町村が医療的ケア児の実態やニーズを十分に把握できていないこと、二、看護師等の人材確保の問題や支援スキルの不足などの理由により障害福祉サービスの事業所や保育所での受け入れが進んでいないこと、三、保護者や家族のための相談窓口がわかりにくいことなどが出されたところです。

県では、それぞれの課題解決に向けた当検討部会での議論を踏まえながら、継続して医療的ケア児に対する支援体制整備の推進に取り組んでいくこととしています。

続きまして、医療的ケア児の支援に係る県の今年度の取り組みについてですが、県では、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できる地域づくりを推進していくため、昨年度から新たな取り組みを実施しているところであり、検討部会が出された課題を踏まえながら、今年度も取り組みを継続することとしています。

具体的には、昨年度から継続して、一、医療的ケア児支援体制検討部会での支援体制の検討、二、圏域単位での保健、医療、障害福

社、保育、教育等の関係機関の連携による支援体制検討会議の設置、三、直接処遇を担う支援者や関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修の実施、四、医療的ケア児の支援にかかわる方々や県民への普及啓発のためのシンポジウムの開催、五、保護者や家族間での意見交換等を行うための家族交流会の開催、これらを実施するとともに、新たに相談窓口や障害福祉サービス事業所等の社会資源を紹介する情報冊子の作成等を行うこととしています。

県では、今後とも、医療的ケア児が心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるよう、そして、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して、医療的ケア児の支援体制の充実に努めていきます。

次に、保育所等における医療的ケア児の受け入れのための取り組みについてお答えいたします。

県内の保育所及び認定こども園において、平成三十年九月時点で医療的ケア児を受け入れている施設は八施設となっています。

平成三十年年度に保育所等に対して実施した調査では、約五割に当たる二百四十八施設に看護師または准看護師が配置されておりますが、そのうち、今後、医療的ケア児の受け入れを可能としている施設は三施設、症状によっては可能としている施設は四十三施設にとどまっています。受け入れが困難な理由としては、看護師や保育士の人材不足のほか、看護師が長年喀たん吸引や経管栄養等の医療行為から離れており、医療的ケアへの不安を感じているといった意見があったところです。

このため、県では平成三十年年度から、保育所等に勤務する看護師等に対し、医療的ケア児の健康管理や緊急時の対応についての講義、シミュレーターを使用した喀たん吸引等の演習を実施し、医療的ケア児の受け入れ体制の充実に努めているところです。

また、今年度から、五所川原市において、国及び県の補助による医療的ケア児保育支援モデル事業を実施し、保育所等の受け入れ体

制の整備を推進することとしています。

これらの取り組みにより保育所等での受け入れに係るノウハウを蓄積し、波及させることで、受け入れ可能な保育所等の増加につなげたいと考えています。

次に、幼児教育、保育の無償化に伴う二号認定子供の副食費の実費徴収化により負担がふえる世帯はあるのかということですが、幼児教育、保育の無償化の実施に当たり、二号認定子供の副食費が実費徴収されることになっており、その金額は、これまでの公定価格で算定していた月額四千五百円を目安として、各施設において定めることとされています。

国では、副食費の実費徴収化により世帯負担がふえることのないよう、年収三百六十万円未満相当世帯などを対象として副食費を免除することとしています。市町村による独自の軽減措置によりこれまでの利用者負担額が月額四千五百円未満となっている世帯については、実費徴収化により世帯負担がふえる可能性があります。

このため、国から各市町村に対して、このような世帯負担がふえることのないよう、必要な対応の検討を依頼しているところです。

最後に、認可外保育施設の質をどのように確保するのかというお尋ねですが、認可外保育施設の質を確保するための指導監督については、国の認可外保育施設指導監督の指針により、報告徴収及び立入調査により行うこととされ、立入調査は、届け出対象施設については原則年一回以上行うこととされています。県では、国の指針を踏まえ、認可外保育施設の運営状況について定期報告を徴して確認するとともに、県の認可外保育施設調査指導実施要綱に基づき、原則として年一回の立入調査を実施し、質の確保に努めてきたところです。

幼児教育、保育の無償化の実施に当たり、認可外保育施設は新たに子育てのための施設等利用給付の対象施設となるため、給付の実施主体である市町村が、各事業者について、対象施設等に求める基準を満たしていることを把握する確認制度が導入されます。

県としては、引き続き、立入調査を適切に

実施していくほか、市町村と連携して指導を行い、認可外保育施設の質の確保を図っていききたいと考えています。

○田中泰宏商工労働部長

複数税率の導入による中小企業等への影響と国が実施する支援内容についてお答えします。

国では、消費税率一〇%への引き上げに合わせ、酒類、すなわち酒と外食を除く飲食料品等の税率を八%とする軽減税率制度を実施することとしています。

この複数税率の導入により、対応が必要となる中小企業等においては、帳簿や請求書に適用税率ごとに区分した記載が必要になるほか、複数税率に対応したレジの導入や改修等が必要になる場合があります。

このため、国においては、中小企業者等に対して、複数税率に対応するレジや券売機の導入を初め、受発注システムや請求書管理システムの改修等に要する経費を補助する制度を実施し、導入等の準備が円滑に進むよう支援しています。

○高谷清孝農林水産部長

御質問三点にお答えします。

初めに、日米間で貿易交渉が進められているが、農産物の取り扱いについての県の見解です。

日米間の貿易交渉については、本年四月十五日に日米物品貿易協定交渉がスタートし、事務レベル協議や閣僚協議が行われています。

また、六月十三日の閣僚協議を受けて、農林水産省では、過去の経済連携協定の内容が最大限であるという日本の立場を尊重する昨年九月の日米共同声明を大前提に、将来にわたって我が国の農林水産業の再生産が確保されるよう最大限の努力をしていくとしています。

しかしながら、交渉内容の詳細は公表されていないことから、県では、引き続き交渉の動きを注視するとともに、全国知事会などと連携して、国に、交渉内容の丁寧な情報提供や重要品目に対する必要な国境措置の確保を

求めていくこととしています。

次に、本県におけるクロマグロの資源管理についての御質問二点のうち、昨年七月からことし三月までの第四管理期間における資源管理の取り組み状況と課題についてです。

第四管理期間におけるクロマグロの資源管理については、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、いわゆるT A C法に基づき、昨年六月下旬に国から本県に対して、三十キログラム以上の大型魚の漁獲枠が三百六十一・二トン、三十キログラム未満の小型魚の漁獲枠が百九十・一トン配分されました。

これを受け、県では、漁業関係者の合意を得た上で、過去の漁獲実績に応じて漁協別、漁業種類別に漁獲枠を配分することなどを定めた県計画を策定し、国が九月に開放した大型魚の留保分や、第三管理期間の小型魚のとり控え分も含めた漁獲枠の中で、漁協への追加配分や漁協間の融通等を行いながら資源管理に取り組んだところです。

その結果、漁獲実績は、大型魚が最終的な漁獲枠四百二トンに対して七十二%の二百八十七・五トン、小型魚が漁獲枠二百一十一・五トンに対して六六%の百四十四・四トンで終了しています。

課題としては、漁獲枠の融通等に伴う県計画の国との変更手続に一定の期間を要したため、融通の協議が調ったにもかかわらず、その間の操業を控えざるを得なかったことや、魚価の高い秋以降に漁獲することとして枠を残した漁業者が、狙った時期に来遊するクロマグロが少なかった影響などから枠を十分に活用できないまま漁期を終えたことなどが挙げられます。

最後に、第四管理期間の課題を踏まえ、今期の資源管理について、今後、県はどのように取り組んでいくのかについてです。

県では、本年四月からの第五管理期間におけるクロマグロの資源管理については、第四管理期間の課題を踏まえ、県計画を見直し、県の留保枠を必要最小限に設定するとともに、漁協間での漁獲枠の融通等を短期間で行えるように改めたところです。

今後は、本県の漁獲枠を最大限に活用する

ため、各漁協から定期的に報告される漁獲量の動向を把握していくほか、必要に応じて漁協や漁業者の意向を聞き取りし、漁協間での融通や漁協内での漁業者への配分について指導、助言を行っていくこととしています。

また、国に対しては、クロマグロの資源量が回復してきていることを踏まえ、国際会議等の場において、我が国の漁獲枠の増大について合意が得られるよう、引き続き働きかけていくこととしています。

○石川浩明エネルギー総合対策局長

原子力政策について、五点お答えいたします。

まず、エネルギーのベストミックスにおける原子力発電比率についてでございます。

国では、将来のエネルギー需給構造について、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合のいわゆる3E+Sという基本的視点から、それぞれのエネルギー源のメリットを生かしたバランスのある姿を目指していると受けとめております。

県といたしましては、現状においては、安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるエネルギー源は存在しないことから、火力、原子力、再生可能エネルギーなどの各エネルギー源のメリットを最大限生かし、状況に応じて、より望ましいエネルギー需給構造を目指していくべきと考えております。

次に、核燃料サイクルから撤退すべきについてでございます。

使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進は我が国の一貫した基本政策であると認識しております。

本県としては、原子力発電及び核燃料サイクルの推進が我が国を支える重要な政策であり、確固たる国家戦略であることを理解し、安全確保を第一義にこの国策に協力してきたところでございます。

国においては、立地地域との協力関係を十分に踏まえ、中長期的に責任を持って進めていきたいと考えております。

次に、中深度処分、かつては余裕深度処分

と言われておりましたが、中深度処分相当の放射性廃棄物の最終処分地についてでございます。

日本原燃株式会社では、当社敷地内の試験空洞については、電気事業連合会からの依頼により、余裕深度処分施設の技術検討、調査研究のために構築してきたものであるとし、また、国では、将来いずれかの地域で地下空洞型の処分施設を設計、建設すること等に備え、実規模での施工等にかかわる調査研究を実施しているとのことであり、当地での処分を前提として行われているものではないと承知しております。

いずれにいたしましても、中深度処分に関しましては、規制基準や実施計画、実施主体等も定まっておらず、申し上げる状況にはないところでございます。

次に、海外返還低レベル放射性廃棄物受け入れに係る審査状況についてでございます。

日本原燃株式会社によりますと、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおいて、返還低レベル廃棄物の受け入れ、貯蔵を行うことについては、平成二十二年十月、廃棄物管理事業変更許可申請を国に行い、審査が行われていたが、その後、平成二十五年十二月に施行された新規制基準への高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの適合性審査が優先されており、適合性審査に合格した後、返還低レベル廃棄物の受け入れ、貯蔵に係る審査再開を原子力規制委員会にお願いするとのことであります。

最後に、海外返還低レベル放射性廃棄物の最終処分地についてでございます。

海外から返還される低レベル放射性廃棄物は地層処分の対象となるものであり、経済産業大臣及び事業者から本県を最終処分地にしない旨の確約をいただいているところでございます。

○和嶋延寿教育長

御質問四点にお答えいたします。

まず、学校給食の無償化についての御質問のうち、県内市町村における公立小・中学校の学校給食費の負担軽減への取り組み状況についてです。

平成三十年五月に文部科学省が実施した学校給食実施状況調査によりますと、本県で学校給食費の軽減措置をとっている市町村は十町村あり、その内訳は、全額補助が五町村、半額補助が一町、一部補助が四町村となっております。

次に、県内市町村における公立小・中学校の学校給食無償化に関する県教育委員会の考えについてです。

公立小・中学校の学校給食については、学校給食法に基づき、学校の設置者である市町村により実施されております。

その経費負担は、学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費及び学校給食に従事する職員に要する給与などは市町村の負担とすること、また、その他の材料費などは、原則として、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとされておりますが、市町村によっては、地域の実情や保護者の経済的現状を勘案し、学校給食費の軽減措置がとられております。

さらに、生活困窮世帯の児童生徒に関する学校給食費については、学校教育法で定める就学援助制度等により、国及び学校の設置者である市町村が補助しているところです。

県教育委員会としましては、この就学援助制度等が今後も継続されるよう、全国都道府県教育長協議会などを通じ、国に対して働きかけていくとともに、市町村教育委員会等を通じ、制度の活用について周知を図るなど適切に対応してまいります。

次に、学校における働き方改革についての御質問のうち、教職員の多忙化解消に向けた取り組みの現時点での状況についてです。

県教育委員会では、平成二十七年十二月に多忙化解消検討委員会が取りまとめた教職員の多忙化解消に係る報告書を踏まえ、取り組み工程表を作成し、平成二十八年度から取り組みを実施しております。

具体的には、働きやすい環境を構築するための方策として、地域の人材の有効活用や職員のメンタルヘルス対策の充実、教職員の意識改革、部活動による負担を軽減するための方策として、スポーツ活動の指針の改訂などの運動部活動のあり方の検討、成績処理、そ

の他事務処理を効率化するための方策として、指導要録、通知票の電子データ化の推進や報告書の様式等の簡素化などについて進めてきたところです。

取り組み工程表による取り組みの実施から三カ年が経過したため、県教育委員会では、市町村教育委員会及び県立学校の取り組み状況を調査し、現在、取りまとめているところです。この調査結果をもとに、効果や課題を整理しながらこれまでの取り組みを評価した上で、今後の取り組みに反映させることとしております。

次に、統合型校務支援システムについての公立小・中学校への導入状況と、県教育委員会の取り組みについてです。

文部科学省が公表している直近の、学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果によると、本県において、成績処理や指導要録等の事務を統合して行うことができる統合型校務支援システムを全ての公立小・中学校に導入している自治体は、平成三十年三月時点で二市一村となっております。

県教育委員会では、校務支援システムは教職員の業務の効率化を図り、多忙化解消に寄与するものと考えており、これまでさまざまな機会を捉えて、各市町村教育委員会に校務支援システムの導入が図られるよう働きかけてまいりました。

今年度は、新たに市町村教育委員会のICT担当者で構成する連絡協議会を立ち上げ、各市町村の現状、課題等について情報共有を図るとともに、教育の情報化に関する国の動向や統合型校務支援システムを導入している自治体の先行事例等について情報提供することとしております。

県教育委員会としましては、今後も、各市町村教育委員会の取り組み状況等について情報共有を進めるとともに、統合型校務支援システムを含めたICT環境整備が推進されるよう努めてまいります。

○よしまた議員

答弁ありがとうございます。再質問を行いたいと思います。

まず、手話言語条例です。

答弁で、県レベルで二十六、市町村レベルで二百四十八でしたから、足すと二百七十四だと思っんですが、ろうあ協会のホームページに二百七十四ずっと載ってまして、私が自分で手で数えた限りですが、いわゆるコミュニケーション条例と一緒にやっているとところというのは三十自治体なんです。そうすると一〇・九%。だから、一緒にやるのが必ずしもいいか悪いかはまた別にしても、そういう自治体もあると健康福祉部長はおっしゃいましたが、一〇%ぐらいだと。やっぱり圧倒的に手話言語条例そのものをつくっているということなんです。この問題で大事なものは、手話を言語として認め、それを条例として設置することは、意思疎通の条例にとどまらない意味を持っているということ深くつかむ必要があると思っんです。繰り返しますが、意思疎通の条例は大変大事ですし、大いに賛成です。それでもなお、手話が言語だということに注目した条例が必要だということ深くつかむ必要がある。

障害者施策の一番の原則は、当事者参加ということになります。これは法律上も、条約上もそうなっています。当事者の皆さんが、つまりろうあ協会の皆さんたちがこのことを本当に大事にして言っているということになりますから、今後いろいろ検討する際に、県がここで腹をくくっていなかったら話がかみ合っていないということになるんです。

例えば、全日本ろうあ連盟が出している「手話でGO!GO!合理的配慮」という冊子の中にしっかりと、手話言語法と情報・コミュニケーション法との関係という項目があり、二つは違うものだ、相補うものだが違うものだということが言われ、その中心的なことを言うと、手話というのは意思疎通の手段だけにとどまらないと。言語というのは、先ほども言ったように、文化のものでもあるし、継承するものである、物を考える手段でもある、認知・普及環境づくりを求めているということです。

この二つの区別を自覚してつくった自治体もありまして、萩市の条例なんです、こう書かれています。「手話は、意思疎通のために用いる表現にとどまらず、ろう者が、知識

を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものとして大切に育んできた音声言語と異なる言語であり、あらゆる場面において手話により語ることができる社会の構築を推進することは、我が国のろう教育の礎の構築に尽力した山尾庸三ゆかりの地である本市の責務であります」と。つまり手話は意思疎通のために用いる表現にとどまらない、文化創造のためにも大事なんだ、育んできたんだ、こういうことなんです。しっかりとこの意味を受けとめて、今後、意思疎通の条例なんかに向けていろいろ研究、調査をされるということですから、関係者とよく相談してほしいと思っます。

それから、医療的ケア児の問題なんですけれども、この分野はほかのどの分野と比べても、一歩ずつ踏み出し始めているという性格が強いと思っんです。それだけに着実に前に進めていけるように、今の瞬間いろいろ足りないことがいっぱいあっても一歩ずつ進めていけるように、関係者の皆さんの努力に敬意を表しながら幾つか聞いていきたいと思っます。

健康福祉部長の答弁でも、一番最初におっしゃった、市町村がニーズを把握できていない医療的ケア児です。全体としては、いろいろ知恵を出し合いながら一歩ずつ進んでいくということなんです、緊急性が求められている問題として全数把握という問題があります。医療的ケア児がどこにいて、どういうニーズがあって、これはすぐにつかまないと駄目なんです。なぜ緊急性が求められているかというと、災害時の対応が必要だからです。災害時のときにわからなかったら対応できないです。物もなかったらだめでしょうし。とりわけこれは県もそうですが、市町村がこのニーズを把握しないとだめだと、健康福祉部長がおっしゃったとおりでと思っんです。

市町村が医療的ケア児の存在を全数把握し、そのニーズを掌握するために今、県としてどういう努力をされているか、答弁を願っます。

○有賀健康福祉部長

医療的ケア児の実態を把握するために県市町村で行っていることというお尋ねですけれ

ども、まず、県内の医療的ケア児に係る具体的な支援策を検討する上で、県内市町村における医療的ケア児の実態を正確に把握することは必須であると考えております。

一方、先ほども少し申し上げましたが、昨年九月に行った実態調査では各市町村における医療的ケア児の実数把握が正確に行われていない状況にあるということが推察されましたが、その主な理由といたしましては、市町村における保健担当部局で、NICUや小児科等の医療機関から退院した医療的ケア児の実数を十分把握していないこと、できていないこと、そして、保健担当部局と障害福祉担当部局との間で情報共有ができていないことなどが考えられます。

当方で行っております医療的ケア児支援体制検討部会においては、医療機関と市町村保健担当部局間の情報連携を確実に行うための制度や、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種間連携による情報共有体制の整備等について意見が出されているところであります。市町村については連携をしていただくということ、そして、県として医療的ケア児の正確な実数把握のための有効策について、今のところはまだ検討段階ということではあるんですけれども、この検討部会においてしっかり検討してまいりたいと考えております。

○よしまた議員

きっと六圏域でつくるという協議会がそういう役割を果たしていくんだらうとも思いますが、例えば、それぞれの市町村での部局ごとの連絡だとか、医療機関との連携だとか、その気になればできるんじゃないかと思うので、これは災害対応がありますから、急いでやれるようにぜひ心がけていただきたいなと思います。

答弁でも、保育所はなかなか大変なんです。それで、看護師が配置されているところが二百四十八施設あって、ところが、そのうち受け入れ可能だと言っているところは三施設だと。看護師さんがいらっしゃっても現瞬間は百分の一ぐらいしか受け入れられない、これが実態だと思うんです。そういう点で言う

と、いろいろな手だてをやるんですが、コーディネーターの養成が始まったと。このコーディネーターの皆さんに一步踏み出してもらおうとか、実際に動き出してもらおうということが大事だと思っているんですが、その点で県はどういうふうに手だてをとろうとしているか教えてください。

○有賀健康福祉部長

コーディネーターの件でございますが、医療的ケア児のニーズや成長段階に応じた適切な支援を行っていくためには、保健、医療、福祉の各分野について一定の知識を有し、支援策を総合調整するコーディネーターの養成は必要です。

県で行っておりますのは、青森県障害福祉サービス実施計画——第五期ですが——こちらにおいて、コーディネーターを令和二年度末までに県内に六十人配置するということを目標に掲げております。昨年度からコーディネーターを養成するための研修会を開催しておりまして、現時点で三十四名の方を養成いたしました。

県としましても、コーディネーター養成研修を修了した障害福祉分野の相談支援専門員、訪問看護事業所の看護師、市町村の保健師、病院の医療ソーシャルワーカー、こういった方々が医療的ケア児の支援に係る総合調整を円滑に行うことができるように、そして、医療的ケア児の家族がどこに相談しても関係機関の連携によって継続的な支援が可能となるよう、県内各圏域における関係機関の連携体制の整備に努めてまいります。

○よしまた議員

ぜひ一步踏み出していくということで、子どもたちとつなげていくことを始めていただきたいなと思うんです。

学校給食ですが、学校給食費の徴収の問題が実はあります。学校給食費の滞納率は、低いとはいえ、ゼロではありません。ほかの保険料などの滞納率と比べても低い水準なのは、ここに優先して支払っている、逆に言うと、学校給食費の滞納があるということは相当な何かがあるというシグナルとして捉える

べきだと思うんです。

二つ対応が必要だと思うんですが、一つは、給食費の滞納を何らかのシグナルとして丁寧な対応をする。もう一つは、徴収の業務を学校現場から切り離すということが大事なんです。実は青森市議会で、きのう、おとといにこのやりとりをやっているんですが、青森市の答弁を紹介すると、給食費の未納があった場合、子どもに手紙を持たせて催促すると答弁しているんですね。これは子どもたちにスティグマを与えるという点でも、教職員の本来業務ではないことを依頼するという点でも、やっぱり問題だと思うんです。大体給食が子どもたちのスティグマにならないようにするというのは、学校給食発足以来の全ての為政者の腐心なわけですから、ここはやっぱり歴史を踏まえるべきだと思います。

文科省がことし三月十八日に出した学校における働き方改革に関する通知では、未納金の催促等も含めた学校徴収金の徴収、管理については、基本的には学校、教師の本来の業務ではなく、地方公共団体が担っていくべきとした上で、「特に学校給食については」とし、地方公共団体による徴収を基本とすべきとされています。この通知を急いで周知徹底するように求めていく、これは意見で一言言っておきたいと思います。

最後に、原発・核燃の問題についてですが、余り時間がないので、ずっとやりますが、福島原発事故のときに、アメリカの原子力規制委員会の委員長を務めていたグレゴリー・ヤツコさんという方がいらっしやまして、この人がワシントン・ポストに寄稿されています。これは話題になっているんですが、かつては原子力は温暖化対策に役に立つと考えていたそうなんですが、この論考は「もはや原発事故のリスクのほうが重い」というサブタイトルなんです。電源の妥当な基準はコミュニティーを何十年も汚染しないことだ。事故後の日本で稼働原発は減っているのに、炭素排出量は事故前の水準以下になっていないかと、これがアメリカの規制庁のトップだった人の論考なんです。県は国策だと強調されるんですが、はしごを外されてしまうとやっぱりよくないわけで、原発と核

燃サイクルがどういう実情にあるのか冷静に見きわめて長期戦略を持たないと責任を果たせないということを強調しておきたいと思うんです。

その上で、海外返還廃棄物について、一つだけ再質問します。

この事業変更許可申請は、壇上でも言いましたが、受け入れ・貯蔵施設を新設すべきだけれども、新設するまで間に合わないから、まずは既設の設備で機能を追加すると。間に合わないというのは、二〇一三年が間に合わないという趣旨です。ところが、二〇一三年を過ぎたんです。このときに資源エネルギー庁は、二〇一三年に間に合わなければ国際的信義が損なわれるとまで言ったんです。今、国際的信義が損なわれているかと。だから、こういうおどし文句は通用しないんですよ。

高レベル放射性廃棄物ガラス固化体と同じように、地層処分が必要です。最終処分地はどこに行くかわかりません。青森県が一旦受け入れたとしても、その先、どこかに行ってもらわないとダメなものだと。知事だって、そうしなさいと国に求めたわけですから、そうなんです。そうであれば、最終処分地が決まるまでちょっと待ってください、フランスにとどめ置いてくださいと言ったっていいんじゃないでしょうか。フランスとの関係で国際的信用を損なうと……

○櫛引副議長

吉俣議員に申し上げます。答弁の時間も含めての時間内ですから、その旨を考慮してください。

○よしまた議員

すいません、質問できませんでした。終わります。

ということで、県もしっかり受けとめてやるべきだということを一言述べて、終わりたいと思います。ありがとうございました。